

兵庫県公報

平成20年10月28日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
特別保護地区の指定（自然環境課）	1
特定猟具使用禁止区域の指定（同）	1
昭和39年兵庫県告示第1003号（鳥獣保護区及び特別保護地区の指定）の一部改正（同）	6
昭和40年兵庫県告示第1127号（鳥獣保護区の指定）の一部改正（同）	6
昭和44年兵庫県告示第1185号（鳥獣保護区の指定）の一部改正（同）	6
昭和47年兵庫県告示第1610号（鳥獣保護区及び特別保護地区の指定）の一部改正（同）	6
昭和63年兵庫県告示第1581号の4（鳥獣保護区の設定）の一部改正（同）	7
平成10年兵庫県告示第1448号（鳥獣保護区の設定）の一部改正（同）	7
昭和43年兵庫県告示第1104号（銃猟禁止区域の設定）の一部改正（同）	8
昭和46年兵庫県告示第1392号（銃猟禁止区域の設定）の一部改正（同）	8
昭和47年兵庫県告示第1551号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部改正（同）	8
昭和48年兵庫県告示第1709号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部改正（同）	10
昭和50年兵庫県告示第2214号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部改正（同）	10
昭和52年兵庫県告示第2214号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部改正（同）	13
昭和54年兵庫県告示第2600号（銃猟禁止区域の設定）の一部改正（同）	14
昭和56年兵庫県告示第2897号（銃猟禁止区域の設定）の一部改正（同）	14
昭和57年兵庫県告示第2406号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部改正（同）	14
昭和58年兵庫県告示第2507号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部改正（同）	16
昭和59年兵庫県告示第2141号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部改正（同）	18
昭和61年兵庫県告示第1622号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部改正（同）	19
昭和62年兵庫県告示第1681号の5（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部改正（同）	26
平成4年兵庫県告示第1541号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部改正（同）	27
平成5年兵庫県告示第1552号（銃猟禁止区域の設定）の一部改正（同）	29
平成9年兵庫県告示第1494号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部改正（同）	29
平成17年兵庫県告示第1154号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部改正（同）	31
平成18年兵庫県告示第1097号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部改正（同）	32
平成19年兵庫県告示第1083号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部改正（同）	33

告 示

兵庫県告示第1077号の2

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次の区域を特別保護地区として指定する。

なお、平成10年兵庫県告示第1538号（特別保護区の指定）は、平成20年10月31日限り、廃止する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	区域	存続期間
赤穂市坂越鳥獣保護区生島特別保護地区	赤穂市坂越字生島3335 - 1番地、3335 - 2番地及び3335 - 3番地の区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

兵庫県告示第1077号の3

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次の区域を

特定猟具使用禁止区域として指定する。

なお、昭和53年兵庫県告示第2435号（銃猟禁止区域の設定）、昭和63年兵庫県告示第1581号の7（銃猟禁止区域の設定）及び平成10年兵庫県告示第1450号（銃猟禁止区域の設定）は、平成20年10月31日限り、廃止する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
宝塚西谷の森公園特定猟具使用禁止区域	銃器	宝塚市北部に所在する兵庫県立宝塚西谷の森公園の区域（宝塚市境野における市道2010号線と市道2075号線の交点を起点として、同所から宝塚市境野字保与谷14番1、同市大原野字波坂1番135、1番137、1番138、1番139、1番140、1番142、1番143、1番144、1番156、同市境野字奥境井2番、同字柳谷2番1、2番29、2番30、2番31、2番32、2番1、同市波豆字東布見ヶ岳1番1、1番、同市大原野字波坂5番1、1番83、1番80、1番75、1番146、1番113、1番114、1番115、1番116、1番117、1番118、1番119、1番122、1番123、1番147、1番130、1番131及び同市境野字保与谷14番1の地番界で囲まれた区域）	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
小野市小田上特定猟具使用禁止区域	銃器	小野市小田上町における市道6341号線と市道6305号線の交点を起点として、同所から同市道を東進して市道118号線に至り、同所から同市道を南進して市道6340号線に至り、同所から同市道を西進して市道6341号線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
北淡震災記念公園特定猟具使用禁止区域	銃器	淡路市富島における県道福良江井岩屋線と市道野島仁井線の交点を起点として、同所から同市道を南東進して市道里横道線に至り、同所から同市道を東進して市道里立道2号線に至り、同所から同市道を南進して市道小倉1号線に至り、同所から同市道を西進して市道小倉南線に至り、同所から同市道を西進して市道小倉西線に至り、同所から同市道を北進して市道小倉開発横道線に至り、同所から同市道を西進して市道富島東の町16号線に至り、同所から同市道を北西進して市道簡保線に至り、同所から同市道を北西進して県道福良江井岩屋線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
兵庫県鳴門海峡及び沼島特定猟具使用禁止区域	銃器	南あわじ市福良字鳥取947番地の5の西端門崎から徳島県鳴門市鳴門公園内孫崎灯台を見通した線と、鳴門海峡上における兵庫県と徳島県の県界との交点を起点として、同所から同見通し線を東進して同市福良字鳥取947番地の5の西端門崎に至り、同所から海岸線に沿って福良湾へ進み、さらに蛇の鱗、押登岬、潮崎及び灘土生を経て灘城方突堤に至り、同所から同市沼島字沼島山1番地の北端黒崎を見通した線を南進して同所に至り、同所から沼島東側の海岸線に沿って同市沼島字沼島山1番地の三ヶ崎に至り、同所から徳島県鳴門市里浦町字恵美寿地先栗津口（旧吉野川河口左岸）を見通した線を西進して兵庫県と徳島県の県界に至り、同所から同県界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

<p>神戸市西区 特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>神戸市西区平野町における国道175号の平野橋を起点として、同所から同国道を北進して市道神戸二見線に至り、同所から同市道を西北進して同区平野町印路における県道野村明石線に至り、同所から同県道を北進して同区神出町上北古における市道神出村第66号に至り、同所から同市道を北東進して市道神出村第67号に至り、同所から同市道を東進して国道175号に至り、同所から同国道を南進して同町と同区平野町との町界に至り、同所から同町界を北東進して同区押部谷町、平野町及び神出町の境界点に至り、同所から同区神出町と押部谷町の町界を北東進、南東進、北東進、北西進、南西進、北東進及び南東進して同区押部谷町高和632番地における山際に至り、同所から山際を南東進、北西進、北進及び北東進して同区押部谷町細田の西盛第4橋西詰に至り、同所から西盛川を南進して明石川との合流点に至り、同所から同川を南東進して忍海橋に至り、同所から県道平野三木線を南西進して市道細田2号に至り、同所から同市道及び市道押部谷24号を南東進して山際に至り、同所から山際を西進及び南西進して山道に至り、同所から同山道を南西進及び南東進して同区押部谷町高和999番地に至り、同所から山際を東進して性海寺の敷地界に至り、同所から同敷地の北側境界を西進して同寺北西端における山際（尾根線）に至り、同所から同尾根線を北進して農事組合法人養田農園の管理道路に至り、同所から同道路を東進、南進及び東進して交差する管理道路に至り、同所から同道路を南進して交差する道路に至り、同所から同道路を南東進して大池の土手に至り、同所から同土手を南進及び南東進して里道押部谷里第413号に至り、同所から同里道を西進して清水谷川に至り、同所から同川を南東進して清水谷池の土手に至り、同所から同土手を南西進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を南東進して県道小部明石線に至り、同所から同県道を南西進して同区玉津町二ツ屋における第二神明道路に至り、同所から同道路を西進して国道175号に至り、同所から同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、神戸市西区押部谷町細田19番地の1、19番地の2、20番地、21番地、22番地の1、23番地、24番地の1、28番地の1、28番地の2、29番地の1、30番地、31番地、32番地、33番地、34番地、西谷口池、同区押部谷町細田75番地、76番地の1、76番地の2及び77番地の区域を含む。</p>	<p>平成20年11月 1日から平成 30年10月31日 まで。ただし、 毎年11月15日 から翌年2月 末日までの期 間に限る。</p>
<p>鳴尾山特定 猟具使用禁 止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>西脇市野村町の県道西脇八千代市川線と県道西脇三田線の交点を起点として、同所から同県道を南進して同市板波町の西脇市と加東市の境界に至り、同所から同境界を西進して同市平野町の市道西脇滝野線に至り、同所から同市道を北進して県道西脇八千代市川線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成20年11月 1日から平成 30年10月31日 まで</p>
<p>小野中央特 定猟具使用 禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>小野市敷地町における市道107号線と市道108号線の交点を起点として、同所から同市道を東進して県道小野藍本線に至り、同所から同県道を南西進して国道175号に至り、同所から同国道を南進して小野市浄谷鳥獣保護区界に至り、同所から同保護区界を南西進、南東進及び東進して市道1338号線に至り、同所か</p>	<p>平成20年11月 1日から平成 30年10月31日 まで</p>

		<p>ら同市道を東進及び南西進して県道大畑小野線に至り、同所から同県道を西進して国道175号に至り、同所から同国道を南進して市道1725号線に至り、同所から同市道を東進して小野市天神80番地1203に至り、同所から小野ニュータウン宅地界を北進及び東進して市道1720号線に至り、同所から同市道を西進して市道120号線に至り、同所から同市道を西進して国道175号に至り、同所から同国道を南進して育ヶ丘町境界に至り、同所から同境界を東進して市道4409号線に至り、同所から同市道を南西進して市道122号線に至り、同所から同市道を南西進して県道三木山崎線に至り、同所から同県道を南東進して市道4220号線に至り、同所から同市道を西進して加古川左岸河川区域界に至り、同所から同区域界を北西進して県道小野香寺線に至り、同所から同県道を北東進して市道1027号線に至り、同所から同市道を北進して市道5034号線に至り、同所から同市道を北西進して市道107号線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	
有馬町特定 猟具使用禁 止区域	銃器	<p>神戸市北区有馬町における県道宝塚唐櫃線と県道有馬山口線の交点を起点として、同所から同県道を北進して西宮市と神戸市の境界に至り、同所から同境界を東進及び南進して芦有ドライブウェイに至り、同所から同ドライブウェイを北西進して有馬町有馬東口における県道宝塚唐櫃線に至り、同所から同県道を北進及び西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域の区域</p>	平成20年11月 1日から平成 30年10月31日 まで
書写特定猟 具使用禁止 区域	銃器	<p>姫路市横関における夢前川に架かる書写橋東詰を起点として、県道石倉玉田線を北西進して書写山登山道東坂参道入口に至り、同所から同参道を登りロープウェイ山頂駅を経て円教寺入口仁王門に至り、同所から同寺境内林界を北進して国有林界に至り、同所から同国有林界を東進して県道姫路大河内線に至り、同所から同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	平成20年11月 1日から平成 30年10月31日 まで
グリーンエ コ-笠形特 定猟具使用 禁止区域	銃器	<p>神崎郡神河町大字根宇野における町道笠形線と町道山田根宇野線の交点を起点として、同町道を西進して大字山田と大字根宇野の大字界に至り、同所から同大字界を南進して大字山田、大字根宇野及び大字中村の大字境界点に至り、同所から大字根宇野と大字中村の大字界を南東進して大字根宇野字ヒモノ木谷と大字根宇野字乳母懐の字界に至り、同所から同字界を東進して林道根宇谷線に至り、同所から同林道を北進して町道笠形線の終点に至り、同所から同町道を北進して兵庫県揖保川流域森林計画における旧神崎町32林班と旧神崎町33林班の林班界に至り、同所から同林班界を東進して大字根宇野字笠形山と大字根宇野字大滑の字界に至り、同所から同字界を北西進して大字根宇野字笠形山と大字根宇野字万代尾の字界に至り、同所から起点に向かって下りている尾根線を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	平成20年11月 1日から平成 30年10月31日 まで
円山川公苑 特定猟具使	銃器	<p>豊岡市気比における県道香住久美浜線と市道小島屏風ヶ浦線の交点を起点として、同所から同県道を北東進して同市気比字</p>	平成20年11月 1日から平成

用禁止区域		羽子3380 - 1における里道に至り、同所から同里道を南進して尾根筋を通り、旧豊岡市と旧城崎郡城崎町の境界に至り、同所から同境界を北西進して円山川右岸に至り、同所から円山川右岸沿いに北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	30年10月31日まで
鉢伏高原特定猟具使用禁止区域	銃器	養父市大久保における県道秋岡関宮線と市道葛畑大久保線の交点を起点として、同所から同県道を北西進して登行リフト終点に至り、同所から谷に沿って南西進して森林基幹道瀬川氷ノ山線の氷ノ山橋に至り、同所から同森林基幹道を西進して市道若桜越線（氷ノ山登山道）の登山口に至り、同所から同市道を西進して養父市と鳥取県若桜町の境界に至り、同所から同境界を北進して養父市、鳥取県若桜町及び美方郡香美町の境界点（赤倉山山頂）に至り、同所から養父市と美方郡香美町の境界を北東進して鉢伏山山頂に至り、同所から養父市と美方郡香美町の境界を南東進して森林基幹道瀬川氷ノ山線に至り、同所から同森林基幹道を西進して市道葛畑大久保線に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
石生特定猟具使用禁止区域	銃器	丹波市氷上町石生における国道176号と旧氷上郡氷上町及び同柏原町の旧町界の交点を起点として、同所から同国道を北進して国道175号に至り、同所から同国道を北進して同市氷上町大字石生と大字北野の大字界に至り、同所から同大字界を北東進して旧氷上郡氷上町と同春日町の旧町界に至り、同所から同旧町界を南東進して同氷上町、同柏原町及び同春日町の境界点に至り、同所から同氷上町と同柏原町の旧町界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月15日までの期間に限る。
黒石ダム特定猟具使用禁止区域	銃器	篠山市今田町黒石における県道黒石三田線と県道西脇篠山線の交点を起点として、同所から同県道を北進して黒石ダム周回管理道路に至り、同所から同管理道路を周回して県道黒石三田線に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
今田南部特定猟具使用禁止区域	銃器	篠山市今田町木津における県道上鴨川木津線と県道黒石三田線の交点を起点として、同所から同県道を南東進して市道釜屋大川瀬線に至り、同所から同市道を南西進して三田市と篠山市の境界に至り、同所から同境界を北西進及び南西進して大川瀬ダム周回管理道路に至り、同所から同管理道を北東進して大川瀬ダム周回の山沿いに至り、同所から同市道を北進して同市今田町木津における県道上鴨川木津線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
矢田川特定猟具使用禁止区域	銃器	美方郡香美町香住区における大乘寺橋北詰を起点として、同所から県道香住村岡線を南進して大乘寺橋南詰に至り、同所から町道狭間加鹿野線を北進して町道久津居線に至り、同所から同町道を北進して国道178号に至り、同所から矢田川左岸を北進して同川河口に至り、同所から同川右岸を南進して町道森224号線に至り、同所から同町道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

あわじ花さ じき特定猟 具使用禁止 区域	銃器	淡路市楠本における県道佐野仁井岩屋線と市道上山4号線の交点を起点として、同所から同市道を北進して市道岩口上山線に至り、同所から同市道を東進して市道上山薦草線に至り、同所から同市道を北進及び東進して市道田ノ首花ノ木線に至り、同所から同市道を東進して市道上山道2号線に至り、同所から同市道を南進して山林界に至り、同所から山林と農地の境を西進及び南進して市道粟谷線に至り、同所から同市道を東進して山林界に至り、同所から山林と農地との境を南進、西進及び北進して市道粟谷線に至り、同所から同市道を西進して県道佐野仁井岩屋線に至り、同所から同県道を北進して市道旧県道佐野仁井岩屋線7号線に至り、同所から同市道を北進して県道佐野仁井岩屋線に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成20年11月 1日から平成 30年10月31日 まで
-------------------------------	----	--	---------------------------------------

兵庫県告示第1077号の4

昭和39年兵庫県告示第1003号（鳥獣保護区及び特別保護地区の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表北条鳥獣保護区の項中「平成10年11月1日から平成20年10月31日まで」を「平成20年11月1日から平成30年10月31日まで」に改め、同表和田山鳥獣保護区の項、多紀中部鳥獣保護区の項、豊岡西部鳥獣保護区の項及び六甲山特別保護地区の項から和田山特別保護地区の項までを削る。

兵庫県告示第1077号の5

昭和40年兵庫県告示第1127号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表佐用鳥獣保護区の項、粟鹿峰鳥獣保護区の項及び這田鳥獣保護区の項を削る。

兵庫県告示第1077号の6

昭和44年兵庫県告示第1185号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表明治山鳥獣保護区の項及び鉢北高原鳥獣保護区特別保護地区の項を削る。

兵庫県告示第1077号の7

昭和47年兵庫県告示第1610号（鳥獣保護区及び特別保護地区の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表栢原高原鳥獣保護区の項及び平荘湖特別保護地区の項を削る。

兵庫県告示第1077号の8

昭和63年兵庫県告示第1581号の4（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定した。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の区域を鳥獣保護区として指定する。」に改め、表姫路市鳥獣保護区の項及び相生市日ノ浦鳥獣保護区の項中「平成10年11月1日から平成20年10月31日まで」を「平成20年11月1日から平成30年10月31日まで」に改め、同表御嶽山鳥獣保護区の項から加西市一乗寺鳥獣保護区の項及び赤穂市坂越鳥獣保護区の項を次のとおり改める。

御嶽山鳥獣保護区	加東市下鴨川における旧加東郡社町と同東条町の旧町界と県道平木東条線との交点を起点として、同所から同県道を北東進して県道上鴨川木津線に至り、同所から同県道を西進及び北進して市道住吉神社上鴨川線に至り、同所から同市道を北東進して市道下鴨川スヘリコ1号線に至り、同所から同市道を東進して同市平木における旧加東郡社町と篠山市の境界に至り、同所から同境界を東進して県道黒石三田線に至り、同所から同県道を南進して市道梅ノ木峠芦原線に至り、同所から同市道を南進して県道上鴨川木津線(加東市平木字北中570-4番地先)に至り、同所から旧加東郡社町と篠山市の境界を南進して同社町、篠山市及び三田市の境界点に至り、同所から同社町と三田市の境界を南進して同社町、三田市及び同東条町の境界点に至り、同所から同社町と同東条町との境界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
有馬富士鳥獣保護区	三田市加茂における国道176号の青野川に架かる加茂大橋南詰を起点として、同所から同川左岸を北東進して青野ダム堰堤の左端に至り、同所から市道ダム堤頂線を東進して市道広野黒郷線に至り、同所から同市道を東進して同市尼寺における不動谷川に至り、同所から同川左岸を東進して県道三田篠山線に至り、同所から同県道を南進して同市志手原における県道三田後川線に至り、同所から同県道を南西進して同市三輪における国道176号に至り、同所から同国道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
加西市一乗寺鳥獣保護区	加西市坂本町821番地の2から821番地の8まで及び821番地の18から821番地の28までの区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
赤穂市坂越鳥獣保護区	赤穂市坂越における釜崎半島(県道壺根坂越線以南で赤穂市の区域)並びに生島及び鍋島の区域	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

兵庫県告示第1077号の9

平成10年兵庫県告示第1448号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定した。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の区域を鳥獣保護区として指定する。」に改め、表東山鳥獣保護区の項及び県立淡路島公園

鳥獣保護区の項を次のとおり改める。

<p>東山鳥獣保護区</p>	<p>宍粟市波賀町における国道429号と市道谷水谷線の交点を起点として、同所から同国道を北東進して旧宍粟郡波賀町と同一宮町の旧町界に至り、同所から旧町界を南西進して同市波賀町上野と同市波賀町谷の大字界に至り、同所から同大字界を南西進して市道谷・水谷線に至り、同所から同市道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p>
<p>県立淡路島公園鳥獣保護区</p>	<p>淡路市大磯における国道28号と市道楠本谷中線の交点を起点として、同所から同市道を北進して谷山大橋右岸に至り、同所から谷山ダム水面界を右回りに進み谷山大橋左岸と市道楠本谷中線との交点に至り、同所から同市道を北西進してぬるゆ橋を経て市道大谷ダム線に至り、同所から同市道を北進して県道佐野仁井岩屋線に至り、同所から同県道を北西進して旧津名郡淡路町と同北淡町の旧町界に至り、同所から旧町界を北東進して淡路市松帆における県道福良江井岩屋線に至り、同所から海岸線を東進して松帆の浦に至り、同所から海岸線を南東進して岩屋港に至り、同所から海岸線を南東進して江島及び大和島に至り、同所から海岸線を南西進して淡路市大磯に至り、同所から海岸線を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p>

兵庫県告示第1077号の10

昭和43年兵庫県告示第1104号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表三木市広野銃猟禁止区域の項及び兵庫県鳴門海峡及び沼島銃猟禁止区域の項を削る。

兵庫県告示第1077号の11

昭和46年兵庫県告示第1392号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表尼崎市園田銃猟禁止区域の項を削る。

兵庫県告示第1077号の12

昭和47年兵庫県告示第1551号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「銃器を特定猟具の種類として指定する」を削り、表古川特定猟具使用禁止区域（銃器）の項及び戈ノ池特定猟具使用禁止区域（銃器）の項を次のとおり改める。

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間

加古川特定
猟具使用禁
止区域

銃器

明石市大蔵八幡町における明石市と神戸市の境界と海岸線との交点を起点として、同所から海岸線を西進して同市東二見港区南防波堤南端に至り、同所から二見地区埋立地北東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から同埋立地の東岸を南進して南岸に至り、同所から南岸を西進して南西端に至り、同所から播磨地区埋立地南東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から播磨地区埋立地南岸を西進して加古川市別府港東防波堤西端に至り、同所から同港区西防波堤東端を見通した線を経て同所に至り、同西防波堤及び加古川地区埋立地南岸を北西進して加古川地区埋立地南西端に至り、同所から高砂市高砂本港区西防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から同西防波堤及び海岸線を西進して高砂西港区東防波堤西端に至り、同所から同港区西防波堤東端を見通した線を経て同所に至り、同所から同西防波堤及び海岸線を西進して高砂市伊保港区東防波堤西端に至り、同所から伊保地区埋立地南東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から同埋立地南岸を西進及び同西岸を北進して同市曾根東防波堤西端に至り、同所から同港区西防波堤南端を見通した線と高砂市と姫路市の境界に至り、同所から同境界を北進して高砂市、姫路市及び加古川市の境界点に至り、同所から姫路市と加古川市の境界を北進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を東進して県道小原宝殿停車場線に至り、同所から同県道を北東進して県道小野志方線に至り、同所から同県道を北東進して県道高砂北条線に至り、同所から同県道を南西進して加古川市志方町高畑における市道志方高畑3号に至り、同所から同市道を東南進して市道志方町小畑線に至り、同所から同市道を西進して県道高砂北条線に至り、同所から同県道を南進して市道投松2号に至り、同市道を南東進して市道投松7号に至り、同所から同市道を南東進及び南西進して県道神戸加古川姫路線に至り、同県道を東進して市道広尾東新田線に至り、同所から同市道を北東進して市道広尾16号に至り、同所から同市道を南東進して市道一本松7号を経て市道志方町小畑線に至り、同所から同市道を南西進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を南東進して加古川市平荘町山角における市道旧県道泉高砂線に至り、同所から同市道を北東進して県道高砂加古川加西線に至り、同所から同県道を北東進して県道加古川右岸自転車道線に至り、同所から同県道を北西進及び北東進して権現第三ダム左岸に至り、同所から同堰堤右岸の県道加古川右岸自転車道線に至り、同所から同県道を北西進、北東進及び西進して権現ダム北東端の権現ダム北東端管理道に至り、同所から北進して県道小野志方線に至り、同所から県道小野志方線を東進して加古川市と小野市の境界に至り、同所から同境界を南東進、東進並及び南進して県道平荘市場線に至り、同所から同市界を南進して加古川市、小野市及び三木市の境界点に至り、同所から加古川市と三木市の境界を南進して三木市と加古郡稲美町の境界に至り、同所から同境界を東進及び南進して三木市、稲美町及び神戸市の境界点に至り、同所から稲美町と神戸市の境界を南進及び南西進して稲美町、明石市及び神戸市の境界点に至り、同所から明石市と神戸市の

平成19年11月
1日から平成
28年10月31日
まで。ただし、
毎年11月15日
から翌年2月
末日までの期
間に限る。

		境界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、稲美北部鳥獣保護区、稲美中部鳥獣保護区、岡大池鳥獣保護区、日岡鳥獣保護区及び平荘湖鳥獣保護区の区域を除く。	
戈ノ池特定 猟具使用禁 止区域	銃器	加西市吉野町における県道豊富北条線と市道坂元3号の交点を起点とし、同所から同市道を南進して市道坂元4号に至り、同所から同市道を北東進して市道高室市村線に至り、同所から同市道を北進して山根橋北詰に至り、同所から南村川を東進して市道北条長線（清水橋北詰）に至り、同所から同市道を南進して市道山下鎮岩線に至り、同所から同市道を西進して県道山下飾東線に至り、同所から同県道を北進して県道豊富北条線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで。ただし、毎年11月1日から翌年2月末日までの期間に限る。

兵庫県告示第1077号の13

昭和48年兵庫県告示第1709号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「銃器を特定猟具の種類として指定する」を削り、表生野ダム特定猟具使用禁止区域（銃器）の項を次のとおり改める。

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
生野ダム特定 猟具使用禁 止区域	銃器	朝来市生野町所在の生野ダム湖水面の周囲道路（県道生野青垣線及び市道野原線）に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成25年10月31日まで

兵庫県告示第1077号の14

昭和50年兵庫県告示第2214号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「銃器を特定猟具の種類として指定する」を削り、表三田特定猟具使用禁止区域（銃器）の項から神出特定猟具使用禁止区域（銃器）の項までを次のとおり改める。

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
三田特定猟 具使用禁 止区域	銃器	三田市四ツ辻における国道176号と県道福住三田線の交点を起点として、同県道を北東進して市道広野東向線に至り、同所から同市道を東進及び南進して農道（通称沢農道）に至り、同所から同農道を東進及び南進して市道井ノ草東向線に至り、同所から同市道を南進して市道四ツ辻東山線に至り、同所から同	平成20年11月1日から平成30年10月31日まで

市道を東進して市道上本庄広野停車場線に至り、同所から同市道を南東進して市道求め塚線に至り、同所から同市道を東進して市道末西線に至り、同所から同市道を北東進して同市末字深先における里道に至り、同所から同里道を東進して市道末西北浦線に至り、同所から同市道を北東進して市道下青野末西線に至り、同所から同市道を北進して市道下青野須磨田線に至り、同所から同市道を北進して同市下青野字金糞905号番地の2に至り、同所から県道曾地中三田線と市道西通り線の交点を見通した線を東進して同所に至り、同所から同県道を南進して県道福住三田線に至り、同所から同県道を東進して市道中瀬松池線に至り、同所から同市道を北進して黒川右岸に至り、同所から同川右岸を北進して市道乙原下平田線に至り、同所から同市道を北進して市道乙原万年田線に至り、同所から同市道を北進して県道三田篠山線に至り、同所から同県道を北進して農道乙原1号線に至り、同所から同農道を北進して農道乙原2号線に至り、同所から同農道を北進して林道大根谷線に至り、同所から同林道を東進して県道三田篠山線に至り、同所から同県道を北進して黒川左岸に至り、同所から同川左岸を南進して市道乙原小柿線に至り、同所から同市道を東進して市道長登呂持田線に至り、同所から同市道を南進して県道三田篠山線に至り、同所から同県道を南進して、同市尼寺における不動谷川左岸に至り、同所から同川左岸を西進して市道広野黒郷線に至り、同所から同市道を西進して市道ダム提頂線に至り、同所から同市道を西進して青野ダム堰堤の左端に至り、同所から青野川左岸を南西進して国道176号の加茂大橋南詰に至り、同所から同国道を南東進して県道三田後川上線に至り、同所から同県道を北東進して県道川西三田線に至り、同所から同県道を東進して同市香下における市道香下木器線に至り、同所から同市道を北東進して関西学院千刈キャンプ場敷地北端に至り、同所から同キャンプ場敷地北端境界を東進して宝塚市と三田市の境界に至り、同所から同境界を南進して三田市、宝塚市及び神戸市の境界点（大岩が獄山頂）に至り、同所から三田市と神戸市の境界を西進して市道山田光明寺線に至り、同所から同市道を北西進して市道東山田線に至り、同所から同市道を南西進して山田川（大前橋）に至り、同所から同川を南西進してJR福知山線に至り、同所から同JR線を南東進して三田市と神戸市の境界に至り、同所から同境界を西進して三田市、神戸市及び三木市の境界点に至り、同所から三田市と三木市の境界を北西進して三田市、三木市及び加東市の境界点に至り、同所から三田市と加東市の境界を北西進して三田市、加東市及び篠山市の境界点に至り、同所から三田市と篠山市の境界を東進して県道黒石三田線（三本峠）に至り、同所から同県道を南東進して県道小野藍本線に至り、同所から同県道を北東進して市道相野台2号線に至り、同所から同市道を北進して藍本字美濃畑4099番2地先における里道に至り、同所から同里道を北東進してJR福知山線軌道を越え県道小野藍本線に至り、同所から同県道を東進してJR福知山線踏切（藍本踏切）を渡り国道176号に至り、同所から同国道を南

		進及び南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
猪名川特定 猟具使用禁 止区域	銃器	川辺郡猪名川町広根における県道切畑猪名川線と町道広根万善線との交点を起点として、同所から同町道を北西進して町道万善村上線に至り、同所から同町道を北進して町道南田原2号線に至り、同所から同町道を南進及び東進して町道南田原線に至り、同所から同町道を南東進して県道川西篠山線に至り、同所から同県道を北西進して町道木津槻並線に至り、同所から同町道を東進して町道万善槻並線に至り、同所から同町道を南進して町道万善4号線に至り、同所から同町道を北東進して町道下阿古谷槻並線に至り、同所から同町道を南東進して県道能勢猪名川線に至り、同所から同県道を南進して県道川西三田線に至り、同所から同県道を東進して川西市と猪名川町の境界に至り、同所から同境界を南西進して宝塚市、川西市及び猪名川町の境界点に至り、同所から宝塚市と猪名川町の境界を北西進して県道切畑猪名川線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、猪名川町上野字愛宕山、牛丸山、同町差組字六石山の区域を除く。	平成12年11月1日から平成22年10月31日まで。ただし毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。
城山台特定 猟具使用禁 止区域	銃器	加古川市志方町細工所における県道高砂北条線と県道小野志方線の交点を起点として、同所から県道高砂北条線を北進して同市志方町大沢における市道大沢6号線に至り、同所から同市志方町大沢字茶屋ケ谷1330番の20(標高177.5m)を見通した線を東進して同所に至り、同所(同市志方町大沢字茶屋ケ谷1330番の20)から同市志方町細工所字中津倉1130番の42(標高163.5m)を見通した線を東進して同所に至り、同所から南東進して字中津倉1130番の63(標高147.0m)を経て通称七ツ池のうち上ノ池堤防に至り、同所から上の池、平池及び明神池の満水位を結んだ線を東進して県道小野志方線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
長楽園特定 猟具使用禁 止区域	銃器	加古川市志方町永室における市道永室西飯坂線と市道長楽寺鼎線との交点を起点として、同所から同市道を西進してダンベ池堤防に至り、同所から同堤防上を西進して里道丸山道に至り、同所から同里道を北進して同市志方町永室字丸山935番の1における里道清水道に至り、同所から同里道を北進して大藤山山頂(251.1m)に至り、同所から同市志方町西中、同市志方町西牧及び同市志方町東飯坂の大字境界点に至り、同所から同市志方町西中、同市志方町東飯坂及び同市志方町西飯坂の大字境界点に至り、同所から同市志方町東飯坂と同市志方町西飯坂の大字界を経て市道東飯坂2号に至り、同所から同市道を南東進して県道小原宝殿停車場線に至り、同所から同県道を南進して市道永室西飯坂線に至り、同所から同市道を西進及び南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成18年11月1日から平成27年10月31日まで
津万井特定 猟具使用禁 止区域	銃器	西脇市島における市道嶋上比延線と国道175号の交点を起点として、同所から同国道を南進して同市下戸田における国道427号に至り、同所から同国道を西進して市道上本町蒲江線に至り、同所から同市道を北進して市道上野蒲江線に至り、同所から同市道を北東進して国道175号に至り、同所から同国道を北進して	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで。ただし、毎年11月15日

		同市黒田庄町津万井における県道津万井西田線に至り、同所から同県道を東進して県道黒田庄滝野線に至り、同所から同県道を南進して同県道と接続する市道上比延17号に至り、同所から同市道を南東進して市道嶋上比延線に至り、同所から同市道を南進及び西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	から翌年2月末日までの期間に限る。
姫路市白鳥池特定猟具使用禁止区域	銃器	姫路市相野における山陽自動車道と国道29号の交点を起点として、同国道を北西進して県道石倉玉田線に至り、同所から同県道を北進して市道白鳥199号に至り、同所から同市道を北西進して市道白鳥200号に至り、同所から同市道を南西進して市道白鳥203号に至り、同所から同市道を南進して市道白鳥185号に至り、同所から同市道を北進して市道白鳥180号に至り、同所から同市道を北進して市道白鳥179号に至り、同所から同市道を北進して市道白鳥178号に至り、同所から同市道を東進して市道白鳥171号に至り、同所から同市道を北東進して市道白鳥149号に至り、同所から同市道を東進して市道白鳥228号に至り、同所から同市道を南進して県道石倉玉田線に至り、同所から同県道を南東進して県道山之内筋野姫路線に至り、同所から同県道を南進して山陽自動車道に至り、同所から同自動車道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
日高町猪爪特定猟具使用禁止区域	銃器	豊岡市日高町猪爪字サコ166番地の1、166番地の10、166番地の11及び166番地の12の区域	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
神出特定猟具使用禁止区域	銃器	神戸市西区神出町紫合における県道神戸加古川姫路線と同市と加古郡稲美町の境界との交点を起点として、同所から同境界を北進して神戸市、三木市及び加古郡稲美町の境界点に至り、同所から神戸市と三木市の境界を東進して同区神出町五百蔵における市道大久保広野線に至り、同所から同市道を西進して市道神出里622号に至り、同所から同市道を南西進して市道神出村第74号に至り、同所から同市道を南西進して県道神戸加古川姫路線（田井交差点）に至り、同所から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、雌岡山鳥獣保護区の区域を除く。	平成19年11月1日から平成22年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。

兵庫県告示第1077号の15

昭和52年兵庫県告示第2214号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「銃器を特定猟具の種類として指定する」を削り、表赤穂市大津特定猟具使用禁止区域（銃器）の項及び小野市檜山特定猟具使用禁止区域（銃器）の項を次のとおり改める。

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間

<p>赤穂市大津 特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>赤穂市大津における市道権現川線と市道神保中央線の交点を起点として、同市道を西進して市道大津加賀芋線に至り、同所から同市道を西進して市道奥神社線に至り、同所から同市道を西進して市道大津湯の内池線に至り、同所から同市道を北進してＪＲ山陽新幹線高架下に至り、同所から同市道を北進して農道に至り、同所から同農道を北東進して同市大津字権現と同市大津字湯の内の字界に至り、同所から同字界（山林尾根）を東進及び北東進して同市大津と同市西有年の大字界に至り、同所から同大字界（山林尾根）を東進及び北東進して同市大津、同市西有年及び同市真殿の大字境界点に至り、同所から同市大津と同市真殿の大字界を東進して同市大津、同市真殿及び同市塩屋の大字境界点に至り、同所から同市真殿と同市塩屋の大字界を東進して同市真殿、同市塩屋及び同市木津の大字境界点に至り、同所から同市塩屋と同市木津の大字界（山林尾根）を南東進及び南西進して同市塩屋字彦大夫山と同市塩屋字細尾の字界に至り、同所から同字界（山林尾根）を北進して同市塩屋の亀谷池に至り、同所（亀谷池）の右岸を通り砂防河川・亀谷川を南進して市道赤穂インター循環線に至り、同所から同市道を西進及び南進して農道法花垣内２号に至り、同所から同農道を西進して市道大津権現川線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月 1日から平成 29年10月31日 まで</p>
<p>小野市榎山 特定猟具使用 禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>小野市榎山町における県道加古川小野線と市道4220号の交点を起点として、同所から同市道を東進して市道4218号に至り、同所から同市道を南東進して小野市と三木市の境界に至り、同所から同境界を南西進及び北西進して県道加古川小野線に至り、同所から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月 1日から平成 29年10月31日 まで。ただし、 毎年11月15日 から翌年２月 末日までの期 間に限る。</p>

兵 庫 県 告 示 第 1077 号 の 16

昭和54年兵庫県告示第2600号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵 庫 県 知 事 井 戸 敏 三

表小野中央銃猟禁止区域の項を削る。

兵 庫 県 告 示 第 1077 号 の 17

昭和56年兵庫県告示第2897号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵 庫 県 知 事 井 戸 敏 三

表楠本銃猟禁止区域の項を削る。

兵 庫 県 告 示 第 1077 号 の 18

昭和57年兵庫県告示第2406号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部を次のように改正し、平成20

年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「銃器を特定猟具の種類として指定する」を削り、表神戸特定猟具使用禁止区域（銃器）の項から常磐ダム特定猟具使用禁止区域（銃器）の項までを次のとおり改める。

名称	特定猟具の種類	区域	存続期間
神戸特定猟具使用禁止区域	銃器	神戸市西区玉津町二ツ屋における第二神明道路と県道小部明石線の交点を起点として、同県道を北東進して同区櫛谷町寺谷に至り、同所から同区押部谷町近江を経て同区押部谷町細田に至る道路（通称開拓道路）を北西進して同区押部谷町細田における県道平野三木線に至り、同所から同県道を東進して忍海橋に至り、同所から明石川を下り同川と西盛川との合流点に至り、同所から西盛川を上り西盛第四橋西詰と山道の交点に至り、同所から同山道を西進、北西進、北進及び南東進して同区高雄台と同区押部谷町の境界に至り、同所から同境界を北進及び西進して同区高雄台、同区押部谷町及び同区神出町の境界点に至り、同所から同区高尾台と同区神出町の境界を北進して神戸市と三木市の境界に至り、同所から同境界を北進、東進及び南東進して市道押部谷村38号に至り、同所から同市道を南進して県道神戸三木線に至り、同所から同県道を南東進して同区押部谷町木見における県道小部明石線に至り、同所から同県道を東進して神戸市北区山田町藍那における市道水呑木津線に至り、同所から同市道を西進して藍那小学校敷地先に至り、同所から関西電力高圧送電線（六甲線）に沿って北東進して同区日の峰と同区山田町原野の境界に至り、同所から同境界を北進、東進及び北進して国道428号に至り、同所から同国道を東進して市道柏尾台1号に至り、同所から同市道を北進して同区柏尾台と同区山田町原野の境界に至り、同所から同境界を西進、北進及び南東進して同区柏尾台の東端に至り、同所から同区青葉台の東端を見通した線を経て同所に至り、同所から同区青葉台と同区山田町原野との境界を南西進して大滝橋に至り、同所から国道428号を南東進して県道神戸三田線に至り、同所から同県道を北東進して同区有野町有野における県道市之瀬有馬線に至り、同所から同県道を北西進して同区八多町柳谷における六甲北有料道路に至り、同所から同有料道路を北進して同区八多町吉尾における県道三木三田線に至り、同所から同県道を北進して中国自動車道に至り、同所から同自動車道を北西進して道場南口と善入大池を結び神戸市が設定している「太陽と緑の道」に至り、同所から同「太陽と緑の道」を南西進して同区大沢町上大沢における県道山田三田線に至り、同所から同県道を北進して県道西脇三田線に至り、同所から同県道を東進して国道176号に至り、同所から同国道を南進して県道山口住吉線に至り、同所から同県道を南進して同区有馬町における県道宝塚唐櫃線に至り、同所から同県道を東進して芦有ドライブウェイに至り、同所から同ドライブウェイを南東進して、神戸市と西宮市の境界に至り、同所から同境界を南進して神戸市、西宮市及び芦屋市の境界点に至り、同所から神戸市と芦屋市の境界を南進して阪急電鉄神	平成19年11月1日から平成24年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。

		戸線軌道に至り、同所から同軌道を西進して神戸市灘区における石屋川に至り、同所から同川右岸を北進して市道山麓線に至り、同所から同市道を西進して県道神戸三田線に至り、同所から同県道を南進して国道28号に至り、同所から同国道を西進して県道神戸明石線に至り、同所から同県道を西進して第二神明道路に至り、同所から同道路を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域及び神戸市西区美穂が丘、同市北区大池見山台及び同区花山台の住宅団地の区域。ただし、高取山鳥獣保護区、六甲山鳥獣保護区の区域を除く。	
阪神特定猟具使用禁止区域	銃器	西宮市における国道171号と阪急電鉄今津線軌道の交点を起点として、同軌道を北進して西宮市と宝塚市の境界に至り、同所から同境界を北西及び北東進して県道鳥脇宝塚停車場線に至り、同所から同県道を北東進して宝塚市切畑における県道切畑多田院線に至り、同所から同県道を東進して川西市多田院における県道川西篠山線に至り、同所から同県道を南東進して大阪府と兵庫県の府県界に至り、同府県界を南進して国道171号に至り、同所から同国道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、川西市加茂、同市久代、伊丹鳥獣保護区及び武庫川特定猟具使用禁止区域を除く。	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までに限る。
常盤ダム特定猟具使用禁止区域	銃器	淡路市常盤所在の常盤ダム（戸ヶ鼻池を含む）におけるダム水面及び同ダムに隣接する国有地の一円の区域	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

兵庫県告示第1077号の19

昭和58年兵庫県告示第2507号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「銃器を特定猟具の種類として指定する」を削り、表秋津特定猟具使用禁止区域（銃器）の項から篠山特定猟具使用禁止区域（銃器）の項までを次のとおり改める。

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
秋津特定猟具使用禁止区域	銃器	加東市古家における県道小野藍本線と市道秋津台環状線の交点を起点として、同所から同市道を北進して市道観光2号に至り、同所から同市道を北進して市道秋津古家線に至り、同所から同市道を北進して旧加東郡東条町と同社町の旧町界に至り、同所から旧町界を北東進して市道秋津清水線（同社町、三田市及び旧加東郡東条町の境界点）に至り、同所から同市道を南進して加東市西戸における県道小野藍本線に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成25年10月31日まで
黒谷特定猟具使用禁止区域	銃器	加東市黒谷における県道平木東条線と県道小野藍本線の交点を起点として、同所から同県道を南西進して市道大神廻淵線に至り、同所から同市道を北進して旧加東郡東条町と同社町の旧	平成19年11月1日から平成25年10月31日

		町界に至り、同所から同旧町界を北進して県道平木東条線に至り、同所から同県道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	まで
奥若杉特定 猟具使用禁 止区域	銃器	養父市大屋町若杉における同市と宍粟市の境界と県道大屋波賀線の交点（若杉峠）を起点として、同所から同県道を東進して養父市大屋町若杉字奥山における通称東谷の山道に至り、同所から同山道を南進して南但森林計画区10林班と同計画区11林班の林班界に至り、同所から同林班界を南進して同計画区4林班と同計画区7林班の林班界に至り、同所から同林班界を南西進して宍粟市と養父市の境界に至り、同所から同境界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月 1日から平成 25年10月31日 まで
円山川沿岸 特定猟具使 用禁止区域	銃器	養父市と豊岡市の境界と円山川右岸堤防との交点を起点として、同所から同堤防を南進して養父市八鹿町伊佐における伊佐橋東詰を経て同市八鹿町浅間字篠谷356 - 1における円山川右岸との境界に至り、同所から同境界を北東進して円山川右岸バイパスに至り、同所から同バイパスを南進して同市（旧養父郡養父町）を経て朝来市和田山町林垣における糸井橋東詰に至り、同所から円山川右岸堤防を南進して同市物部における物部橋東詰に至り、同所から県道養父朝来線を北東進して国道312号に至り、同所から同国道を南進して市道山口旧国道線に至り、同所から同市道を南進して国道312号と市道羽淵旧県道2号線の交点に至り、同所から同市道を北西進してJR播但線に至り、同所から同JR線を北進して神子畑橋梁北詰に至り、同所から円山川左岸堤防を北進して多々良木橋西詰を経て養父市千石橋西詰に至り、同所から県道宮津八鹿線を西進して大屋橋東詰に至り、同所から円山川支流の大屋川右岸を南進して大屋川と建屋川の合流地点右岸に至り、同所から建屋川右岸を南進して稲津橋東詰に至り、同所から同橋を通過して同橋西詰に至り、同所から建屋川左岸を北進して大屋川との合流地点左岸に至り、同所から大屋川右岸を西進して浅野橋南詰に至り、同所から同橋を通過して同橋北詰に至り、同所から大屋川右岸を北東進して大屋橋西詰に至り、同所から円山川左岸堤防を北進して下網場大橋南詰に至り、同所から八木川右岸堤防を南西進して朝倉橋南詰に至り、同所から同橋を通過して同橋北詰に至り、同所から八木川左岸堤防を北東進して下網場大橋北詰に至り、同所から円山川左岸堤防を北進して養父市と豊岡市の境界に至り、同所から同境界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月 1日から平成 25年10月31日 まで
権現ダム北 特定猟具使 用禁止区域	銃器	加古川市志方町における市道権現ダム線と県道小野志方線の交点を起点として、同所から同県道を東進して権現ダム北東端ダム管理道に至り、同所から同管理道を南進して山陽自動車道高架下に至り、同所から権現ダム北東端における県道加古川右岸自転車道線に至り、同所から同県道を南進及び西進して権現ダム北西端における市道権現ダム線に至り、同所から同市道を北西進して山陽自動車道高架下に至り、同所から北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成15年11月 1日から平成 25年10月31日 まで

<p>三方特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>宍粟市一宮町三方町における県道森添三方線と市道三方町線の交点を起点として、同所から同市道を西進して市道三方町河原田線に至り、同所から同市道を南西進して同市一宮町河原田と同市一宮町三方町の大字界に至り、同所から同大字界を北進して通称奥の谷里道に至り、同所から同里道を東進して県道道谷三方線に至り、同所から同県道を南進して県道森添三方線に至り、同所から同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月1日から平成25年10月31日まで</p>
<p>神出・岩岡特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>神戸市西区神出町田井における国道175号と県道神戸加古川姫路線の交点を起点として、同所から国道175号を南進して市道神出村第67号に至り、同所から同市道を西進して市道神出村第66号に至り、同所から同市道を南西進して県道野村明石線に至り、同所から同県道を南進して同区平野町印路における市道神戸二見線に至り、同所から同市道を西進して神戸市役所岩岡出張所前における県道大久保稲見加古川線に至り、同所から同県道を北進して市道神出岩岡線に至り、同所から同市道を北東進して同区神出町新々田における県道野村明石線に至り、同所から同県道を北進して神戸市と加古郡稲美町の境界に至り、同所から同境界を北進して同区神出町練部屋における県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月1日から平成25年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。</p>
<p>篠山特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>篠山市味間新における国道176号と県道大沢新東吹線の交点を起点として、同所から同国道を北西進してJR福知山線に至り、同所から同JR線を北西進して同市大山字川向ノ坪644番地に至り、同所から県道篠山山南線を北に見通した線を北進して同県道に至り、同所から同県道を東進して同市西岡屋における県道長安寺西岡屋線に至り、同所から同県道を北進して県道本郷東浜谷線に至り、同所から同県道を東進して市道110号線に至り、同所から同市道を南進して県道篠山丹波線に至り、同所から市道1173号線と市道111号線の交点を南に見通し同交点に至り、同所から同市道を南進して県道篠山山南線に至り、同所から同県道を西進して県道池上杉線に至り、同所から同県道を西進して県道大沢新東吹線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、王地山鳥獣保護区の区域を除く。</p>	<p>平成11年11月1日から平成21年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。</p>

兵庫県告示第1077号の20

昭和59年兵庫県告示第2141号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「銃器を特定猟具の種類として指定する」を削り、表三木市大村特定猟具使用禁止区域（銃器）の項から農業公園特定猟具使用禁止区域（銃器）の項までを次のとおり改める。

名称	特定猟具の種類	区 域	存続期間

三木市大村 特定猟具使用 禁止区域	銃器	三木市大村における市道岩宮大村線と金剛寺谷川の交点を起点として、同所から同川を北進して同市大村字大門988番地と1067 - 197番地の地番界に至り、同所から989番地と1067 - 200番地の地番界を進み東谷池の南東端を経て谷筋に至り、同所から同谷筋を東進して同市平田と同市大村の大字界に至り、同所から同大字界を北進して同市平田字草加野と字新野の字界に至り、同所から同字界を東進して同木市平田と同市加佐の大字界に至り、同所から同大字界を東進して市道加佐草加野線に至り、同所から同市道を南東進して市道加佐久留美線に至り、同所から同市道を東進して市道跡部西線に至り、同所から同市道を南進して市道岩宮大村線に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月 1日から平成 26年10月31日 まで
嬉野台特定 猟具使用禁 止区域	銃器	加東市久米における県道西脇三田線の久米橋東詰を起点として、同所から同県道を東進して中国自動車道に至り、同所から同自動車道を南東進して旧加東郡東条町と同社町の旧町界に至り、同所から同旧町界を南進及び北西進して加東市下久米字南山1727 - 454番地先(グリーンエースカントリークラブ入口)の市道大学前上久米線に至り、同所から同市を南進及び西進して県道東条社線に至り、同所から同県道を北西進して市道嬉野久米線に至り、同所から同市道を北進及び東進して市道前谷並田線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月 1日から平成 26年10月31日 まで。ただし、 毎年11月15日 から翌年2月 末日までの期 間に限る。
農業公園特 定猟具使用 禁止区域	銃器	神戸市立農業公園(所在地は、神戸市西区押部谷町高和1557 - 1)の区域	平成19年11月 1日から平成 26年10月31日 まで。ただし、 毎年11月15日 から翌年2月 末日までの期 間に限る。

兵庫県告示第1077号の21

昭和61年兵庫県告示第1622号(特定猟具使用禁止区域(銃器)の指定)の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「銃器を特定猟具の種類として指定する」を削り、表赤穂特定猟具使用禁止区域(銃器)の項から西脇特定猟具使用禁止区域(銃器)の項までを次のとおり改める。

名 称	特定猟具 の種類	区 域	存続期間
赤穂特定猟 具使用禁止 区域	銃器	赤穂市における国道250号の兵庫県と岡山県の県界(福浦峠)を起点として、同所から同国道を東進して同市坂越における坂越橋東詰の県道周世尾崎線に至り、同所から同県道を南西進して同市大字壺町畑における旧県道周世尾崎線に至り、同所から	平成18年11月 1日から平成 28年10月31日 まで

		<p>同旧県道を南西進して赤穂大橋東詰の市道中州明神木線に至り、同所から同市道を南東進して市道木ノ下清水線に至り、同所から同市道を北東進及び南東進して市道磯釜東海線に至り、同所から同市道を南進して市道東海大塚線に至り、同所から同市道を東進して市道東海紀ノ国線に至り、同所から同市道を南西進して市道紀ノ国橋本線に至り、同所から同市道を南西進して市道御崎加里屋線に至り、同所から同市道を南進して同市御崎字三崎42番地の3に至り、同所から御崎港口右岸南東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から赤穂海浜公園海岸線を西進して唐船山南端に至り、同所から千種川河口右岸防波堤南東端を見通した線を経て同所に至り、同所から同市鷗和の南東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から海岸線を西進して同市古池における兵庫県と岡山県の県界に至り、同所から同県界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	
<p>相生特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>相生市相生湾左岸における君島南端を起点として、同所から同湾右岸南端釜崎の相生市と赤穂市の境界を見通した線を経て同境界に至り、同所から同境界を北進及び北西進して相生市佐方と同市若狭野町の大字界に至り、同所から同大字界の山陵尾根線を東進して通称佐方谷に至り、同所から同佐方谷を北進して同市若狭野町入野における市道入野13号に至り、同所から同市道を北東進して国道2号に至り、同所から同国道を東進して山陽自動車道に至り、同所から同自動車道を東進して相生市とたつの市の境界に至り、同所から同境界を東進及び南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、相生御津鳥獣保護区のうち相生市の区域、相生市日ノ浦鳥獣保護区及び相生市那波鳥獣保護区の区域を除く。</p>	<p>平成18年11月1日から平成28年10月31日まで</p>
<p>揖尾特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>たつの市御津町金崎におけるたつの市と相生市の境界を起点として、同所から同境界を北進して山陽自動車道に至り、同所から同自動車道を東進してたつの市揖西町土師における市道小丸丸土師線に至り、同所から同市道を北進して県道姫路上郡線に至り、同所から同県道を東進して龍野新大橋西詰に至り、同所から同県道を更に北東進して龍野橋西詰における国道179号に至り、同所から同国道を北進して佐野橋東詰に至り、同所から市道佐野7号を北東進して市道佐野鷲崎線に至り、同所から同市道を北進して鷲崎橋西詰に至り、同所から市道鷲崎新宮線を北進して県道山崎新宮線に至り、同所から同県道を北進して県道山崎香寺線に至り、同所から同県道を東進して市道川戸9号に至り、同所から同市道を南東進して市道川戸3号に至り、同所から同市道を東進して県道山崎香寺線に至り、同所から同県道を南西進して揖保川左岸堤防との分岐点に至り、同所から同堤防を南進して県道宇原新宮線に至り、同所から同県道を南進して揖保川左岸堤防管理用道路に至り、同所から同管理用道路を南進して県道宇原新宮線に至り、同所から同県道を南進して市道曾我井下野線に至り、同所から同市道を南進して市道曾我井1号に至り、同所から同市道を南進して揖保川左岸河川区域界に至り、同所から同河川区域界を南進して揖保川左岸堤防</p>	<p>平成18年11月1日から平成28年10月31日まで</p>

		<p>管理用道路に至り、同所から同管理用道路を南進して鶯崎橋東詰に至り、同所から市道東鶯崎島田線を南進して市道東鶯崎祇園橋線に至り、同所から同市道を南進して祇園橋東詰における県道姫路上郡線に至り、同所から同県道を南東進してたつの市龍野町島田における県道東鶯崎網干停車場線に至り、同所から県道姫路上郡線を南進して同市龍野町日飼における県道東鶯崎網干停車場線に至り、同所から県道姫路上郡線を東進して県道上伊勢誉田線に至り、同所から県道上伊勢誉田線を北進して県道姫路新宮線に至り、同所から同県道を東進して市道西鳥井筒井線に至り、同所から同市道を北進して同市と姫路市の境界に至り、同所から同境界を東進して国道29号に至り、同所から同国道を南東進して市道田中林田線に至り、同所から同市道を南進して県道姫路新宮線に至り、同所から同県道を西進して市道中井田中線に至り、同所から同市道を南進して市道中井6号に至り、同所から同市道を南進して同市神岡町中井におけるJR姫新線の軌道敷に至り、同所から同軌道敷を西進して林田川左岸河川区域界に至り、同所から同河川区域界を南進して市道誉3号に至り、同所から同市道を南進して誉橋東詰に至り、同所から市道誉橋永久橋線を南進して国道179号に至り、同所から同国道を南東進して県道西脇誉田線に至り、同所から同県道を東進して揖保郡太子町における町道広坂松尾線に至り、同所から同町道を北東進して同町と姫路市の境界に至り、同所から同境界を東進、南進及び西進して揖保郡太子町、姫路市及びたつの市の境界点に至り、同所から姫路市とたつの市の境界を南進して揖保川河口における西部工業港区東防波堤南端に至り、同所から同区西防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から四十四島南端を見通した線を経て同所に至り、同所から室津半島南端を見通した線を経て同所に至り、同所から赤松鼻南端を見通した線を経て同所に至り、同所から起点を見通した線を経て起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、相生御津鳥獣保護区のうちたつの市御津町の区域、御津鳥獣保護区及び桜山鳥獣保護区のうち揖保郡太子町の区域を除く。</p>	
<p>姫路特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>姫路市大塩町における曾根港西防波堤南端を起点として、同所から同市の形町福泊の姫路市立遊漁センター南端を見通した線を経て同所に至り、同所から八木川河口西防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から妻鹿漁港東防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から妻鹿地区埋立地東南端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から姫路港東部工業港区東防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から同港区西外防波堤東端を見通した線を経て同所に至り、同所から飾磨港区東防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から同港区西防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から広畑港区東防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から広畑地区埋立地の新日本製鉄棧橋南端を見通した線を経て同所に至り、同所から同棧橋を北進して同埋立地南東壁に至り、同所から同南岸壁を南西進して同埋立地南西端岸壁に至り、同所から浜田地区埋立地南東端岸壁を見通した線を経て同所に至</p>	<p>平成18年11月1日から平成28年10月31日まで</p>

		<p>り、同所から同埋立地南岸を南西進して西部工業港区東防波堤南端に至り、同所から同工業港区西防波堤南端を見通した線と姫路市とたつの市の境界に至り、同所から姫路市とたつの市の境界を北進して姫路市、たつの市及び揖保郡太子町の境界点に至り、同所から姫路市と揖保郡太子町の境界を東進及び北西進して姫路市西脇における県道西脇誉田線に至り、同所から同県道を北進して県道姫路上郡線に至り、同所から同県道を東進して国道29号に至り、同所から同国道を東進して再び県道姫路上郡線に至り、同所から同県道を東進して同市町田における県道山之内筋野姫路線に至り、同所から同県道を北進して同市六角における県道石倉玉田線に至り、同所から同県道を東進して書写橋東詰に至り、同所から旧飾磨郡夢前町と同町合併前の旧姫路市の境界を北東進して広峰神社に至る山道に至り、同所から同山道を南進して同神社に至り、同神社から同市北平野に至る山道を南進して市道城北15号に至り、同所から同市道を南進して市道城北116号に至り、同所から同市道を南進して同市城北新町における県道姫路環状線に至り、同所から同県道を東進して同市増位新町における県道砥堀本町線に至り、同所から同県道を北東進して国道312号に至り、同所から同国道を北進して市川に架かる市川大橋西詰に至り、同所から同大橋を渡り国道312号(播但連絡道路)を南進して同市飾東町豊国における国道372号に至り、同所から同国道を東進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を南東進して姫路市と加古川市の境界に至り、同所から同境界を西進及び南進して姫路市、加古川市及び高砂市の境界点に至り、同所から姫路市と高砂市の境界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、仁寿山鳥獣保護区、姫路市鳥獣保護区、京見山鳥獣保護区及び桜山鳥獣保護区の区域を除く。</p>	
<p>玉津岩岡特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>神戸市西区伊川谷町における第二神明道路大蔵谷インターチェンジを起点として、同所から神戸市と明石市の境界を西進、北進、西進及び北西進して神戸市、明石市及び加古郡稲美町の境界点に至り、同所から神戸市と加古郡稲美町の境界を東進して神戸市西区神出町紫合における県道野村明石線に至り、同所から同県道を南進して県道六分一神出線に至り、同所から同県道を南西進して市道神出岩岡線に至り、同所から同市道を南西進して県道大久保稲美加古川線に至り、同所から同県道を南西進して同区岩岡町岩岡における市道神戸二見線に至り、同所から同市道を南東進して同区平野町西戸田における国道175号に至り、同所から同国道を南進して同区玉津町小山における第二神明道路(玉津インターチェンジ)に至り、同所から同道路を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月1日から平成28年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。</p>
<p>丹生山特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>神戸市北区山田町藍那における関西電力高圧送電線(六甲線)と市道水呑木津線の交点を起点として、同所から同市道を北西進して市道西下木津線に至り、同所から同市道を北西進して同区山田町西下における県道三木下谷上線に至り、同所から同県道を北西進して一の瀬橋西詰に至り、同所から山田川右岸と神戸市と三木市の境界との交点を見通した線を経て同所に至り、</p>	<p>平成19年11月1日から平成28年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月</p>

		同所から同境界を北東進及び北進してシビレ山山頂(標高466.0メートル)に至り、同所から尾根線を東進して標高512.9メートルの三角点に至り、同所から尾根線をさらに東進して標高586.1メートルの三角点(帝釈山)に至り、同所から神戸市が設定している「太陽と緑の道」を東進して国道428号(岩谷峠)に至り、同所から同国道を南進して同区山田町福地における県道三木下谷上線に至り、同所から同県道を西進して同区山田町東下における同「太陽と緑の道」(丹生神社前)に至り、同所から同「太陽と緑の道」を南西進して同区山田町藍那における関西電力高压送電線(六甲線)に至り、同所から同送電線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	末日までの期間に限る。
神戸北特定 猟具使用禁 止区域	銃器	神戸市北区淡河町淡河における県道三木三田線と国道428号の交点を起点として、同所から同県道を南西進して神戸市と三木市の境界に至り、同所から同境界を北西進、北東進、南東進及び北進して神戸市、三木市及び三田市の境界点に至り、同所から神戸市と三田市の境界を南東進して神戸市北区長尾町宅原における国道176号に至り、同所から同国道を南進して県道定塚四軒茶屋線に至り、同所から同県道を西進して県道西脇三田線に至り、同所から同県道を西進して県道山田三田線に至り、同所から同県道を南西進して善入大池東側における神戸市が設定している「太陽と緑の道」に至り、同所から同「太陽と緑の道」を南進及び北東進して同区长尾町宅原における中国自動車道に至り、同所から同自動車道を南東進して県道三木三田線に至り、同所から同県道を南西進して同区八多町上小名田における市道田尾寺線に至り、同所から同市道を南東進して六甲北有料道路に至り、同所から同有料道路を南西進して県道市野瀬有馬線に至り、同所から同県道を北西進して県道三木三田線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成28年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。
道場町特定 猟具使用禁 止区域	銃器	神戸市北区有野町二郎における神戸市と西宮市の境界と国道176号との交点を起点として、同所から同国道を北進して神戸市と三田市の境界に至り、同所から同境界を東進して神戸市、三田市及び宝塚市の境界点(大岩岳)に至り、同所から神戸市と宝塚市の境界を南進して神戸市、西宮市及び宝塚市の境界点に至り、同所から神戸市と西宮市の境界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、鎗射山鳥獣保護区のうち神戸市の区域を除く。	平成19年11月1日から平成28年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。
川西・猪名 川特定猟具 使用禁止区 域	銃器	川西市若宮における県道切畑多田院線と川西市と宝塚市の境界との交点を起点として、同所から同境界を北西進して川西市、宝塚市及び川辺郡猪名川町の境界点に至り、同所から川西市と川辺郡猪名川町の境界を北東進して川西市一庫における県道川西三田線に至り、同所から同県道を北西進して川辺郡猪名川町紫合における県道能勢猪名川線に至り、同所から同県道を北進して町道阿古谷民田線に至り、同所から同町道を東進して同町千軒における国道173号に至り、同所から同国道を南進して町道民田4号に至り、同所から同町道を南西進して同町と川西市の境界に至り、同所から川西市道1449号を南進して知明さくら橋東詰に至り、同所から兵庫県立一庫公園管理道を南進及び北東	平成18年11月1日から平成28年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。

		進して知明りんどう橋西詰に至り、同所から市道1447号を東進して同橋東詰に至り、同所から県道野間出野一庫線を南進して兵庫県と大阪府の府県界に至り、同所から同府県界を南進、北東進及び南進して県道川西篠山線に至り、同所から同県道を北西進及び西進して県道切畑多田院線に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
伊丹・尼崎 特定猟具使用 禁止区域	銃器	尼崎市武庫川町における国道43号と西宮市と尼崎市の境界との交点（武庫川大橋上）を起点として、同所から同境界を北進して国道171号（甲武橋上）に至り、同所から同国道を北東進して伊丹市下河原における兵庫県と大阪府の府県界に至り、同所から同府県界を南進及び南西進して尼崎市東本町における国道43号（辰巳橋）に至り、同所から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、大阪国際空港の区域のうち伊丹市の区域を除く。	平成18年11月 1日から平成 28年10月31日 まで
西宮・芦屋 ・神戸特定 猟具使用禁 止区域	銃器	西宮市武庫川町における国道43号と西宮市と尼崎市の境界との交点（武庫川大橋上）を起点として、同所から同国道を西進して神戸市灘区岩屋中町における国道2号に至り、同所から同国道を西進、南進及び南西進して市道西出高松前池線（西出町交差点）に至り、同所から同市道を南西進して市道遠矢浜町1号線（小松3丁目交差点）に至り、同所から同市道を南進して同市長田区遠矢浜町における海岸防潮堤（神戸検疫所前）に至り、同所から同市須磨区外浜町における須磨港東灯台を見通した線を経て同所に至り、同所から同区若宮町における須磨港西炉台を見通した線を経て同所に至り、同所から須磨港西岸岸壁南端を西進して同岸壁南西端に至り、同所から同岸壁西端を北進して須磨の浦海岸線に至り、同所から同海岸線を西進して同市垂水区塩屋町における神戸市新垂水処理場の埋立地岸壁東端に至り、同所から同岸壁東端を南進して同岸壁南東端に至り、同所から同岸壁南端を西進して同岸壁南西端に至り、同所から同岸壁西端を北進して同区平磯における海岸線に至り、同所から同海岸線及び垂水漁港岸壁並びに同区五色山から同区狩口台における海岸線を北西進して、神戸市と明石市の境界に至り、同所から同境界を北東進して同区南多聞台における第二神明道路に至り、同所から同道路を東進して神戸市須磨区戸政町における県道神戸明石線に至り、同所から同県道を北東進して国道28号に至り、同所から同国道を北東進して同市中央区多聞通における国道428号に至り、同所から同国道を北進して市道山麓線に至り、同所から同市道を東進して同市灘区高羽町における石屋川右岸線に至り、同所から同川右岸線を南東進して阪急電鉄神戸本線軌道敷に至り、同所から同軌道敷を東進して西宮市北口町における阪急電鉄今津線軌道敷（西宮北口駅）に至り、同所から同軌道敷を北進して国道171号に至り、同所から同国道を北東進して尼崎市と西宮市の境界（甲武橋上）に至り、同所から同境界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、鉄拐山鳥獣保護区の区域を除く。	平成18年11月 1日から平成 28年10月31日 まで

小野市高山 特定猟具使用 禁止区域	銃器	小野市古川町における県道加古川小野線と国道175号の交点を起点として、同所から同国道を南進して市道110号に至り、同所から同市道を東進及び北進して県道小野藍本線に至り、同所から同県道を南進して市道108号に至り、同所から同市道を西進して県道加古川小野線に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成18年11月 1日から平成 28年10月31 日まで。ただし、 毎年11月15日 から翌年2月 末日までの期 間に限る。
加西市北条 西特定猟具 使用禁止区 域	銃器	加西市福居町における県道中寺北条線と市道福居吉野線の交点を起点として、同所から同市道を南東進して県道豊富北条線に至り、同所から同県道を南進して市道山下20号に至り、同所から同市道を南進して県道山下飾東線に至り、同所から同県道を南進して市道福住1号に至り、同所から同市道を西進して市道山下福住線に至り、同所から同市道を北西進して市道山下11号に至り、同所から同市道を北進して県道豊富北条線に至り、同所から同県道を南西進して加西市と姫路市の境界に至り、同所から同境界を北進して加西市、姫路市及び神崎郡福崎町の境界点に至り、同所から加西市と神崎郡福崎町の境界を北進して県道中寺北条線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成18年11月 1日から平成 28年10月31 日まで
加西市中部 特定猟具使用 禁止区域	銃器	加西市都染町における中国自動車道と県道高砂加古川加西線の交点を起点として、同所から同県道を南進して国道372号に至り、同所から同国道を南西進して県道玉野倉谷線に至り、同所から同県道を北進して市道剣坂野条線に至り、同所から同市道を北西進して県道高砂北条線に至り、同所から同県道を北進して市道段下1号に至り、同所から同市道を東進して市道段下3号に至り、同所から同市道を北進して市道段下玉野線に至り、同所から同市道を北東進して県道三木穴粟線に至り、同所から同県道を南東進して市道豊倉日吉線に至り、同所から同市道を北進して市道玉丘常吉線に至り、同所から同市道を北西進して県道玉野倉谷線に至り、同所から同県道を北進して県道高岡北条線に至り、同所から同県道を西進して市道殿原逆線に至り、同所から同市道を北進して中国自動車道に至り、同所から同自動車道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成18年11月 1日から平成 28年10月31 日まで。ただし、 毎年11月15日 から翌年2月 末日までの期 間に限る。
春日インタ ーチェンジ 特定猟具使用 禁止区域	銃器	丹波市春日町七日市における旧国道175号と市道野上野七日市線の交点を起点として、同所から同市道を東進して竹田川左岸堤防に至り、同所から同堤防を南進して同市春日町棚原1229番地における農道に至り、同所から同農道を西進して市道野市北線に至り、同所から同市道を西進して市道春日栗柄線に至り、同所から同市道を北西進して市道高野線に至り、同所から同市道を北進して旧国道175号に至り、同所から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成18年11月 1日から平成 28年10月31 日まで
志筑特定猟 具使用禁止 区域	銃器	淡路市志筑における国道28号と市道志筑環状線の交点を起点として、同所から同市道を北西進して市道山崎線に至り、同所から同市道を北東進及び北進して県道大谷鮎原神代線に至り、同所から同県道を東進して同市大谷における国道28号に至り、	平成18年11月 1日から平成 28年10月31 日まで

		同所から同国道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
西脇特定猟具使用禁止区域	銃器	西脇市郷瀬町における県道郷の瀬野村線と国道427号の交点を起点として、同所から同国道を南東進及び南進して国道175号に至り、同所から同国道を北東進して市道嶋上比延線に至り、同所から同市道を東進及び北進して市道上比延17号に至り、同所から同市道を北西進して県道西脇篠山線に至り、同所から同県道を東進して県道黒田庄多井田線に至り、同所から同県道を南進及び西進して市道鹿野比延1号に至り、同所から同市道を南西進してJR加古川線に至り、同所から同JR線を西進して県道黒田庄多井田線に至り、同所から同県道を南進して市道高松1号に至り、同所から同市道を南進して市道高松18号に至り、同所から同市道を南進して市道高松11号に至り、同所から同市道を南東進して県道西脇口吉川神戸線に至り、同所から同県道を南進して西脇市と加東市の境界に至り、同所から同境界を西進して県道西脇三田線に至り、同所から同県道を北進して県道西脇八千代市川線に至り、同所から同県道を西進して県道郷の瀬野村線に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成28年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。

兵庫県告示第1077号の22

昭和62年兵庫県告示第1681号の5（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「銃器を特定猟具の種類として指定する」を削り、表夜久野特定猟具使用禁止区域（銃器）の項から西播磨テクノポリス特定猟具使用禁止区域（銃器）の項までを次のとおり改める。

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
夜久野特定猟具使用禁止区域	銃器	朝来市山東町野間における国道9号と県道大江山東線の交点を起点として、同所から同県道を北進して市道田ノ口白井線に至り、同所から同市道を北進して旧朝来郡山東町と和田山町の旧町界に至り、同所から同旧町界を東進して京都府と兵庫県の府県界に至り、同所から同府県界を南東進して国道9号に至り、同所から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。
加西市西部特定猟具使用禁止区域	銃器	加西市北条町小谷における中国自動車道と市道北条若井線の交点を起点として、同所から同市道を北進して市道殿原若井線に至り、同所から同市道を南東進して県道大和北条停車場線に至り、同所から同県道を南進して市道鴨谷別所線に至り、同所から同市道を北東進して市道殿原逆線に至り、同所から同市道を南東進して中国自動車道に至り、同所から同自動車道を西進	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月

		して起点に至る線に囲まれた一円の区域	末日までの期間に限る。
安富ダム特定猟具使用禁止区域	銃器	姫路市安富町皆河における安富ダムえん堤右岸と県道東河内安富線の交点を起点として、同所から同県道を北東進して市道安富2号に至り、同所から同市道を北進して市道安富3号に至り、同所から同市道を南進して県道東河内安富線に至り、同所から同県道を北東進して市道安富9号に至り、同所から同市道を南西進して安富ダムえん堤左岸に至り、同所から同ダムえん堤を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
西播磨テクノポリス特定猟具使用禁止区域	銃器	たつの市新宮町下筋原における獄ノ尾川とJR姫新線の交点を起点として、同所から同JR線を東進して県道千種新宮線に至り、同所から同県道を南進して同市新宮町角亀における県道相生穴栗線に至り、同所から市道角亀二柏野線を南進して相生市とたつの市の境界に至り、同所から同境界を西進して相生市、たつの市及び赤穂郡上郡町の境界点に至り、同所から上郡町光都3丁目、同町光都2丁目、同町光都1丁目（旧赤穂郡上郡町大字金出地字久保峠の区域を除く）同町大字金出地字木戸口及び同町字国光奥の一円の区域を含み、同町光都1丁目の西北端大字界における同町と佐用郡佐用町の境界を経て県道千種新宮線に至り、同所から赤穂郡上郡町と佐用郡佐用町の境界を東進して、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町及びたつの市の境界点に至り、同所からたつの市と佐用郡佐用町の境界を北進して同町三原字藤尾と字大谷との字界に至り、同所から尾根筋を下り（東進）獄ノ尾川に至り、同所から同川を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成24年10月31日まで

兵庫県告示第1077号の23

平成4年兵庫県告示第1541号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「銃器を特定猟具の種類として指定する」を削り、表加西市東部特定猟具使用禁止区域（銃器）の項から氷上加古川特定猟具使用禁止区域（銃器）の項までを次のとおり改める。

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
加西市東部特定猟具使用禁止区域	銃器	加西市乙和泉町における市道河内野上線と県道西田中泉滝野線との交点を起点として、同県道を東進して同市油谷町における市道宇仁小小印南線に至り、同所から同市道を南東進して同市小印南町における市道小印南新田線に至り、同所から同市道を南西進して県道野上滝野線に至り、同所から同県道を西進して市道満久都染線に至り、同市道を北西進して市道河内野上線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成14年11月1日から平成24年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る

目坂特定猟具使用禁止区域	銃器	豊岡市における県道日高竹野線と旧豊岡市と旧城崎郡竹野町の境界との交点を起点として、同所から同県道を北進及び南東進して旧豊岡市と旧城崎郡日高町の境界に至り、同所から同境界を西進して旧城崎郡竹野町、同日高町及び旧豊岡市の境界点に至り、同所から旧豊岡市と旧城崎郡竹野町の境界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成24年10月31日まで
氷ノ山山麓特定猟具使用禁止区域	銃器	養父市草出における草出橋を起点として、同所から市道草出向山線を南進して同市道の終点である市道石本向山線との交点の手前130メートルの地点に至り、同所から南方の標高872メートル地点にある三角点に至り、同所から尾根伝いに西進して森林基幹道瀬川氷ノ山線に至り、同所から同基幹道を西進及び北進して県道秋岡関宮線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成18年11月1日から平成28年10月31日まで
生野特定猟具使用禁止区域	銃器	朝来市生野町口銀谷210 - 1番地における国道312号と国道429号の交点を起点として、同所から同国道を東進して市道口銀谷寺ノ上2号に至り、同所から同市道を東進して国道429号に至り、同所から同国道を東進して三菱マテリアル株式会社所有の発電所に至り、同所から水路を東進して同市生野町新町地区を経て同市生野町奥銀谷地区における水路のトンネルの出入口に至り、同所から東南の小野大橋に至り、同所から市川左岸を南進して姫宮大橋に至り、同所から姫宮水路を南進して国道312号に至り、同所から同国道を南進して生野工業団地に至り、同所から同工業団地南境界線を西進して市道穴原線に至り、同所から同市道を西進してJR播但線に至り、同所から同JR線を南進して市川に至り、同所から西進して県道生野長谷線に至り、同所から同県道を北進して同JR線に至り、同所から同JR線を北進して国道312号に至り、同所から同国道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成24年10月31日まで
上南加古川特定猟具使用禁止区域	銃器	丹波市氷上町小野の加古川右岸堤防上における旧氷上郡氷上町と同山南町の境界を起点として、同所から加古川右岸河川境界を上流に進み同市氷上町谷村における旧特号町道15号に至り、同所から同旧町道を佐野橋対岸に渡り、同所から加古川左岸河川境界を下流に進み同市氷上町佐野において国道175号と最初に接する地点に至り、同所から同国道を南進して旧氷上郡氷上町と同山南町の旧町界に至り、同所から同旧町界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成24年10月31日まで
氷上加古川特定猟具使用禁止区域	銃器	丹波市氷上町佐野における市道特15号の佐野橋西詰と加古川右岸堤防の交点を起点として、同所から加古川右岸河川境界を北東進して同町西中における市道特3号に至り、同所から同市道を北進して市道特19号に至り、同所から同市道を東進して幸料寺橋を渡って東進して市道特17号に至り、同所から同市道を南進して市道中央107号に至り、同所から同市道を西進して犬岡橋と加古川左岸河川境界に至り、同所から同河川境界を南進して同市氷上町稲畑における国道175号に至り、同所から同国道を南進して市道南103号に至り、同所から同市道を南進して市道特15号（佐野橋東詰）に至り、同所から佐野橋を渡って起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成24年10月31日まで

る線に囲まれた一円の区域

兵庫県告示第1077号の24

平成5年兵庫県告示第1552号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表黒石ダム銃猟禁止区域の項及び今田南部銃猟禁止区域の項を削る。

兵庫県告示第1077号の25

平成9年兵庫県告示第1494号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「銃器を特定猟具の種類として指定する」を削り、表石堂・丸山特定猟具使用禁止区域（銃器）の項から六方川特定猟具使用禁止区域（銃器）の項までを次のとおり改める。

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
石堂・丸山 特定猟具使用禁止区域	銃器	赤穂郡上郡町落地における町道鍋谷線とJR山陽本線の交点を起点として、同所から同JR線を南西進して兵庫県と岡山県の県界の船坂トンネル上に至り、同所から同県界を北西進及び西進し石堂丸山（標高422メートル）を経てさらに西進及び北進して管理道大南線（旧町道大南線）に至り、同所から同管理道を北東進して町道行頭テレビ線に至り、同所から同町道を北東進して大南池北端（堤）に至り、同所から同池の堤を東進して同町行頭と同町高山の大字界に至り、同所から同大字界を北進して安室川に至り、同所から同川の右岸を北東進及び南東進して町道鍋谷線（山バナ橋）に至り、同所から同町道を南西進して同町高山字山下前山と字鍋谷の字界に至り、同所から同字界（山林尾根）を東南進及び東進して高山太山寺参道に至り、同所から同参道を東進して落地太山寺参道（太山寺本堂前）に至り、同所から同参道を東進及び南進して同町高山と同町落地の大字界に至り、同所から同大字界を南進して同町高山、同町落地及び同町梨ヶ原の大字境界点に至り、同所から同町梨ヶ原と同町落地の大字界を南進して町道鍋谷線に至り、同所から同町道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
三木市西部 特定猟具使用禁止区域	銃器	三木市別所町下石野における県道加古川三田線と三木市と加古川市の境界との交点を起点として、同所から同県道を東進して国道175号に至り、同所から同国道を北西進して山陽自動車道に至り、同所から同自動車道を東進して金剛寺谷川に至り、同所から同川を南西進して市道岩宮大村線に至り、同所から同市道を東進して市道跡部西線に至り、同所から同市道を北進して市道加佐久留美線に至り、同所から同市道を西進して市道加佐草加野線に至り、同所から同市道を北進して山陽自動車道に至	平成19年11月1日から平成24年10月31日まで

		り、同所から同自動車道を東進して県道万勝寺久留美線に至り、同所から同県道を南進して県道加古川三田線に至り、同所から同県道を北東進して山陽自動車道に至り、同所から同自動車道を南東進して三木市平井と同市細川町細川中の大字界に至り、同所から同市平井と同市細川町細川中の大字界を南東進して同市平井、同市細川町細川中及び同市安福田の大字境界点に至り、同所から同市平井と同市安福田の大字界を南西進して同市平井、同市安福田及び同市与呂木の大字境界点に至り、同所から同市安福田と同市与呂木の大字界を南西進して志染川左岸に至り、同所から同川左岸を東南進して細目川に至り、同所から同川を南進して市道細目窟屋中央線及び市道広野窟屋線を経て市道四合谷青山線に至り、同所から同市道を東南進して市道緑が丘青山西幹線に至り、同所から同市道を南西進して県道神戸三木線に至り、同所から同県道を南進して三木市と神戸市の境界に至り、同所から同境界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、三木山森林公園鳥獣保護区の区域を除く。	
小野市日吉 特定猟具使用 禁止区域	銃器	小野市日吉町における東播土地改良区水路と市道120号の交点を起点として、同所から同市道を東進して山道に至り、同所から同山道を南進して小野東洋ゴルフ倶楽部用道路に至り、同所から同ゴルフ倶楽部用道路を南進して同市山田町との大字界に至り、同所から同市山田町と同市天神町の大字界を西進して東播土地改良区水路隧道に至り、同所から同水路を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月 1日から平成 29年10月31日 まで
但馬空港特 定猟具使用 禁止区域	銃器	豊岡市におけるＪＲ山陰本線と県道但馬空港線の交点を起点として、同所から同ＪＲ線を南進して市道竹貫上石クゴ線に至り、同所から同市道を南西進して県道藤井上石線に至り、同所から同県道を南西進して県道日高竹野線に至り、同所から同県道を北西進して県道豊岡日高線に至り、同所から同県道を北進して但馬空港敷地境界線に至り、同所から同境界線を北進して県道豊岡日高線に至り、同所から同県道を南進して県道但馬空港線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	平成19年11月 1日から平成 29年10月31日 まで
豊岡・城崎 円山川特定 猟具使用禁 止区域	銃器	豊岡市における港大橋東詰を起点として、同所から円山川を南進して城崎大橋東詰に至り、同所から県道戸島玄武洞豊岡線を南進して国道178号に至り、同所から同国道を南西進してＪＲ山陰本線に至り、同所から同ＪＲ線を北進して城崎大橋西詰との接点に至り、同所から県道豊岡港線に入り、同県道を北進して県道香住久美浜線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	平成19年11月 1日から平成 29年10月31日 まで
六方川特定 猟具使用禁 止区域	銃器	豊岡市木内における木内橋東詰を起点として、同所から市道大篠岡駄坂線を南進して県道口小野庄境線に至り、同所から同県道を南進して鉢山橋南詰に至り、同所から河川左岸堤防を西進及び北進して木内橋西詰に至り、同所から同橋を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域	平成19年11月 1日から平成 29年10月31日 まで

兵庫県告示第1077号の26

平成17年兵庫県告示第1154号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「銃器を特定猟具の種類として指定する」を削り、表榎谷特定猟具使用禁止区域（銃器）の項から小野市下東条特定猟具使用禁止区域（銃器）の項までを次のとおり改める。

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
榎谷特定猟具使用禁止区域	銃器	神戸市西区榎谷町福谷における県道神戸加古川姫路線と県道小部明石線の交点（福谷東交差点）を起点として、同所から県道神戸加古川姫路線を北西進して市道西神1号に至り、同所から同市道を東進して市道押部谷24号に至り、同所から同市道を南進して市道榎谷村第37号に至り、同所から同市道を南進して県道小部明石線に至り、同所から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成27年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。
神戸空港特定猟具使用禁止区域	銃器	神戸市中央区港島南町9丁目におけるポートアイランド島南東端を起点として、同所から大阪湾を南西に見通す神戸空港島東端に至り、同所から海岸線を南西進及び西進して同島西端に至り、同所から大阪湾を北西に見通す同市兵庫区和田岬神戸灯台に至り、同所から起点を見通した線に囲まれた一円の区域	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
口吉川特定猟具使用禁止区域	銃器	三木市口吉川町久次における県道加古川三田線と同市口吉川町久次と同市吉川町上松の大字界との交点を起点として、同所から同大字界を南進して同市口吉川町久次、同市吉川町上松及び同市口吉川町里脇の大字境界点に至り、同所から同大字界を南進して同市口吉川町里脇、同市吉川町上松及び同市吉川町田谷の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町里脇と同市吉川町田谷の大字界を南進して同市口吉川町里脇、同市吉川町田谷及び同市吉川町湯谷の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町里脇と同市吉川町湯谷の大字界を南進して同市口吉川町里脇、同市吉川町湯谷及び同市口吉川町槇の大字境界点に至り、同所から同市吉川町湯谷と同市口吉川町槇の大字界を南進して同市吉川町湯谷、同市口吉川町槇及び同市細川町瑞穂の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町槇と同市細川町瑞穂の大字界を西進して同市口吉川町槇、同市細川町瑞穂及び同市口吉川町大島の大字境界点に至り、同所から同市細川町瑞穂と同市口吉川町大島の大字界を西進して同市細川町瑞穂、同市口吉川町大島及び同市細川町中里の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町大島と同市細川町中里の大字界を西進して同市口吉川町大島、同市口吉川町南畑及び同市細川町中里の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町南畑と同市細川町中里の大字界を西進して同市口吉川町南畑、同市細川町中里及び同市口吉川町保木の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町保木と同市細川町中里の大字界を西進して同市口吉川町保木、同市細川町中里及び同市口吉川町東の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町東と同市細川町中里の大字界を南進して同市口吉川町東、同	平成19年11月1日から平成27年10月31日まで

		<p>市細川町中里及び同市口吉川町蓮花寺の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町蓮花寺と同市細川町中里の大字界を南進して同市口吉川町蓮花寺、同市細川町中里及び同市細川町垂穂の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町蓮花寺と同市細川町垂穂の大字界を西進して同市口吉川町蓮花寺、同市細川町垂穂及び同市細川町桃津の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町蓮花寺と同市細川町桃津の大字界を北進して同市口吉川町蓮花寺、同市細川町桃津及び同市細川町高篠の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町蓮花寺と同市細川町高篠の大字界を北進して同市口吉川町蓮花寺、同市細川町高篠及び同市口吉川町西中の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町西中と同市細川町高篠の大字界を西進して同市口吉川町西中、同市細川町高篠及び同市口吉川町桃坂の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町桃坂と同市細川町高篠の大字界を北進して同市口吉川町桃坂、同市細川町高篠及び加東市大畑の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町桃坂と加東市大畑の大字界を東進して三木市口吉川町桃坂、加東市大畑及び三木市口吉川町東中の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町東中と加東市大畑の大字界を東進して三木市口吉川町東中、加東市大畑及び三木市口吉川町楮原の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町楮原と加東市大畑の大字界を東進して三木市口吉川町楮原、加東市大畑及び加東市新定の大字境界点に至り、同所から三木市口吉川町楮原と加東市新定の大字界を東進して三木市口吉川町楮原、加東市新定及び三木市口吉川町殿畑の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町殿畑と加東市新定の大字界を北進して三木市口吉川町殿畑、加東市新定及び三木市口吉川町笹原の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町笹原と加東市新定の大字界を北進して三木市口吉川町笹原、加東市新定及び三木市口吉川町久次の大字境界点に至り、同所から三木市口吉川町久次と加東市新定の大字界を東進して三木市口吉川町久次、加東市新定及び三木市吉川町上松の大字境界点に至り、同所から同市口吉川町久次と同市吉川町上松の大字界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	
<p>小野市下東条特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>小野市福住町における小野市と加東市の境界と市道116号との交点を起点として、同所から同市道を南進、東進及び南進して市道210号に至り、同所から同市道を南西進して県道小野藍本線に至り、同所から同県道を西進及び南西進して東条川右岸に至り、同所から同河川を北西進して小野市と加東市の境界に至り、同所から同境界を北東進及び東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成19年11月1日から平成27年10月31日まで</p>

兵庫県告示第1077号の27

平成18年兵庫県告示第1097号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「銃器を特定猟具の種類として指定する」を削り、表川西黒川特定猟具使用禁止区域（銃器）の項から氷上北特定猟具使用禁止区域（銃器）の項までを次のとおり改める。

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
川西黒川特定猟具使用禁止区域	銃器	川西市黒川における長谷橋南詰を起点として、同所から同橋を北西進して同橋北詰における市道328号に至り、同所から同市道を北西進して旧村道225号に至り、同所から同旧村道を北進して兵庫県と大阪府の府県界に至り、同所から同府県界を南東進して国道477号に至り、同所から同国道を南進して市道328号に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成28年10月31日まで。ただし、毎年11月15日から翌年2月末日までの期間に限る。
氷上葛野川特定猟具使用禁止区域	銃器	丹波市氷上町犬岡における市道中央106号の犬岡小橋西詰と葛野川右岸堤防の交点を起点として、同所から同川を北西進して県道丹波加美線の三原橋南詰に至り、同所から三原橋を渡って同県道を北東進して同県道の三原橋北詰と葛野川左岸堤防の交点に至り、同所から同川左岸堤防を東進して市道特19号と市道西105号の長野橋北詰との交点に至り、同所から市道特19号を東進して葛野川左岸堤防に至り、同所から同川左岸堤防を南東進して市道特11号の鹿乃川橋東詰に至り、同所から同市道を東進して県道丹波加美線に至り、同所から同県道を南東進して県道福知山山南線に至り、同所から同県道を南東進して県道奥野々氷上線に至り、同所から同県道を南東進して市道中央106号の犬岡小橋東詰に至り、同所から犬岡小橋を渡って同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成18年11月1日から平成28年10月31日まで
氷上北特定猟具使用禁止区域	銃器	丹波市氷上町常楽における特号市道19線の幸料寺橋西詰と加古川右岸堤防の交点を起点として、同所から同川を北西進して同市氷上町沼における県道沼市島線の船戸橋西詰に至り、同所から船戸橋を渡って同県道を東進して加古川左岸堤防に至り、同所から同川を南東進して特号市道19線の幸料寺橋東詰に至り、同所から幸料寺橋を渡って同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成18年11月1日から平成28年10月31日まで

兵庫県告示第1077号の28

平成19年兵庫県告示第1083号（特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文中「銃器を特定猟具の種類として指定する」を削り、表小野市匠台特定猟具使用禁止区域（銃器）の項から柏原川特定猟具使用禁止区域（銃器）の項までを次のとおり改める。

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
小野市匠台特定猟具使用禁止区域	銃器	小野市榎山町における県道三木山崎線と市道122号の交点を起点として、同所から同市道を東進して市道4322号に至り、同所から同市道を北東進して市道4332号に至り、同所から同市道を北進して山田川に至り、同所から同川を東進して山道に至り、	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

		同所から同山道を東進して小野市と三木市の境界に至り、同所から同境界を南西進して県道三木山崎線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
小野市万勝寺特定猟具使用禁止区域	銃器	小野市万勝寺町における市道116号と市道6340号の交点を起点として、同所から同市道を東進して市道118号に至り、同所から同市道を南進して県道万勝寺久留美線に至り、同所から同県道を南進して市道122号に至り、同所から同市道を北西進して県道大畑小野線に至り、同所から同県道を西進して市道116号に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
野上特定猟具使用禁止区域	銃器	豊岡市野上における同市立田鶴野小学校北側の市道琴平線と田鶴野用水路の交点を起点として、同所から同市道を北東進して県道戸島玄武洞豊岡線に至り、同所から同県道を北西進して市道下鶴井線に至り、同所から同市道を東進して同市野上字ヒナゴ2298番地の1と2300番地の境界に至り、同所から同境界を東進して谷沿いに同市野上字ヒナゴ2361番地と2412番地の境界（ヒナゴ谷）を経て同市野上字ヒナゴ2380番地及び字大谷543番地の境界に至り、同所から同市野上字ヒナゴ2380番地と字大谷543番地の境界を尾根沿いに南進して字大谷464番地と465番地の境界を経て大谷川に至り、同所から同川を南進して金剛寺川に至り、同所から同川を西進して田鶴野用水路に至り、同所から同用水路を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、野上鳥獣保護区の区域を除く。	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
柏原川特定猟具使用禁止区域	銃器	丹波市柏原町柏原における県道290号の西河原橋西詰と柏原川左岸堤防の交点を起点として、同所から同川左岸河川境界を北西進して同市氷上町稲継における国道175号に至り、同所から小橋を渡って柏原川右岸堤防に至り、同所から同川河川境界を南東進して県道290号に至り、同所から西河原橋を渡って起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成19年11月1日から平成29年10月31日まで